

令和3年度 東公民館運営推進委員委嘱及び第1回委員会

日 時：令和3年7月6日（火）

午前10時00分

場 所：東公民館 第1、2会議室

次 第

1 開 会

2 東公民館運営推進委員委嘱式

3 委員自己紹介

4 第1回運営推進委員会

(1) 関係法令の説明 東公民館長

(2) 委員長、副委員長の選出

◆委員長 _____

◆副委員長 _____

(3) 委員長あいさつ

(4) 議題

令和3年度東公民館事業について

(5) その他

5 閉 会

副委員長

令和3年度 東公民館運営推進委員会委員名簿

【任期 R3.7.1～R5.6.30】

	氏 名	役 職 名	備 考
1	加 藤 綱 男	自治会連合会長	
2	眞 塩 文 明	社会福祉協議会長	
3	高 橋 博	青少年健全育成会長	
4	金 井 弘 之	民生委員児童委員協議会副会長	
5	松 井 重 英	老人クラブ連合会長	
6	池 田 健 太 郎	子ども会育成団体連絡協議会事務局長	
7	星 河 江 利 子	保健推進員会長	
8	中 川 春 雄	生涯学習奨励員連絡協議会長	
9	柳 澤 尚	公民館自主グループ連絡協議会長	
10	神 保 衛	箱田中学校長	

■ 社会教育法（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

○前橋市公民館条例

昭和 30 年 3 月 28 日
条例第 24 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」とい
う。)第 21 条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第 2 条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(中略)

(運営審議会及び運営推進委員会)

第 7 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平 12 条例 5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第 8 条 審議会の委員の定数は、20 人以内とする。

(平 8 条例 11・平 12 条例 5・平 24 条例 17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第 9 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平 24 条例 17・追加)

(審議会の委員の任期)

第 10 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭 44 条例 23・平 8 条例 11・一部改正、平 24 条例 17・旧第 9 条繰下・一部改正)

(以下 省略)

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和 30 年 6 月 13 日
教育委員会規則第 27 号

(目的)

第 1 条 前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第 2 条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
- 2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第 3 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。
- 3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第 4 条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第 5 条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第 6 条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 11 月 1 日委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和 37 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条第 2 項により設置される前橋市公民館運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)について定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第 3 条 推進委員会の委員の定数は 10 人以内とし、前橋市公民館条例第 9 条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭 49 教委規則 7・平 12 教委規則 13・平 13 教委規則 3・平 24 教委規則 6・一部改正)

(運営)

第 4 条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 27 号)の例によるものとする。

(委任)

第 5 条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 28 号)は、廃止する。

附 則(昭和 49 年 4 月 30 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 28 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

令和3年度 東公民館事業計画

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
1	青少年体験・チャレンジ活動事業	少年期の情操や社会性を培い豊かな人間性を育むための機会とする。	前期「夏休み宿題手助け教室」「算数教室」「学生企画教室」「巻きずし写真展」 後期「エンジニア教室」「手作り教室」	小学生	8月10日、12日、13日、14日、写真展、全7回 12月～1月
2	子育て、親子支援事業	家庭における子育ての方法や子どもの成長に合わせた親の関わり方などについて学習する。また、子育て支援をするために必要な基本的な知識や技術を学習する。	前期「親子リトミック」 お父さん講座(計画中)	未就園児を持つ保護者とその子	7月5日、12日 10月(予定) 10月(予定)
			中期(計画中) 後期(計画中) 群馬医療福祉大学との地域連携事業 子育て支援ボランティア講座「子どものケガ・病気、身近にひそむ危険とその防止」		民生委員・主任児童委員
			子育て支援ボランティア講座「子どものいいね！が見えてくる」	保健推進員	9月1日
			ベビープログラム	第1子(令和3年2月26日～令和3年6月25日生まれ)とその母親	8月25日、9月1日、8日、15日
3	学びあい、人権、地域ふれあい事業	地域課題や生活課題等を取り上げ、課題解決や学習要求にこたえ、地域の教育力向上・活性化に寄与する。	「おうちでできる脳トレ」冊子の配布	希望者全員	5月末より配布開始
			新前橋駅100周年に係る記念パネル展	公民館内に展示	7月1日～7月末
			「zoomでヨガしよう！」講座※zoom限定講座	市内在住者	7月11日(日)
			「かんたん初めてのスマホ教室」	地区住民	8月2日、3日いずれか1日
			「相続のきほんのきほん講座」(計画中)	地区住民	11月(計画中)1回
			パソコン講座(Word編)	地区住民	9月7日、14日、21日、28日 全4回
			パソコン講座(Excel編)(計画中)	地区住民	2月(計画中)全4回
			東クローバー教室健康講座等	60歳以上地区住民	9月より順次開催予定
4	生涯学習奨励員活動支援事業	各町の生涯学習活動の推進を図る。(東奨連と共催)	東地区生涯学習奨励員等講演会 講師:中川 春雄 会長	奨励員地区住民	11月19日
5	文化祭	地域づくりを促進するため文化祭を実施する。	第42回東公民館文化祭	住民	11月13日・14日(予定)
6	情報提供事業	公民館報の発行や社会教育情報の提供を行う。	公民館事業や地域の動き等の紹介	住民	館報月1回

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
7	公民館運営推進委員会	公民館事業の企画実施について審議するとともに、公民館運営に協力する。	公民館運営推進委員会議	委員10名	7月6日 3月中旬 年2回
8	団体・グループの育成	地域づくりを推進するため、団体・グループの活動を援助・育成する。	援助、育成	団体・グループ	年間
9	のびゆく子どものつどい・ふれあいの広場	子供達の健全な育成を願うとともに、地域の福祉の向上を図る。 (主催:実行委員会、前橋市)	中学生運営コーナー、子ども運営コーナーなど 17コーナー開設	地区住民	5月17日(中止) 東ふれあい公園、 東公民館
10	市民運動会	地区住民の健康の保持と交流・親睦を図る。(主催:東地区市民運動会実行委員会)	競技15種目程度	住民	10月開催(中止) 箱田中学校
11	自主学習グループ活動支援事業	公民館を利用しているグループ同士の研修・交流を図る。	作品展 ----- 講演会	会員	8月 ----- 1月17日(予定)
12	地域づくり推進事業	誰もが安全に安心していきいきと暮らせる地域社会を築き上げていくため、地域主体による取り組みを推進する。	福祉部会 文化部会 安全安心対策部会 公園愛護部会	地区住民・自治会長及び各種団体役員	年間

■市民サービスセンター関係

<市税等の窓口取扱件数及び金額>

26年度	1,461件	24,708,419円
27年度	899件	18,855,643円
28年度	1,199件	23,793,363円
29年度	1,149件	19,630,949円
30年度	1,197件	20,773,195円
元年度	1,174件	19,970,906円
2年度	1,195件	21,019,966円

<住民票等証明交付件数及び手数料>

26年度	18,714件	6,993,350円
27年度	21,716件	8,056,900円
28年度	23,671件	8,417,800円
29年度	24,003件	8,912,050円
30年度	23,425件	8,705,150円
元年度	21,503件	7,980,760円
2年度	20,966件	7,864,450円

令和3年度 青少年夏休みチャレンジ教室 第5弾

作って
楽しい!

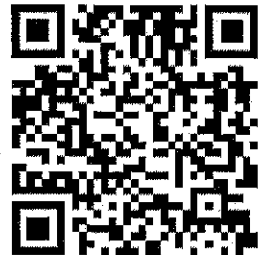
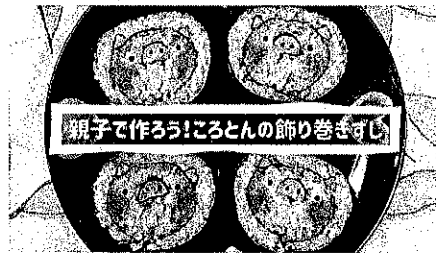
「ころとん飾り巻きずし」を作ろう!
東公民館に写真を展示します。

食べて
美味しい!

夏休み中にご家族で作った「ころとん飾り巻きずし」(前橋市HPに作成動画あります)の写真を募集します。

写真は

- ・出来上がった巻き寿司
- ・料理中のご家族
- ・お召し上がりの写真等々、人物が入った、ほっこり、温かい写真を募集します。



写真は東公民館、交流スペースに展示予定です。
この事業は東地区子育て連、東公民館の協同事業です。
※提出方法は、2つといたします。

ころとん飾り巻きずし動画 (6分)
(<https://youtu.be/PVGFDFSFcHY>)

1. 東公民館代表メールに、作品を添付して送る。
2. メディア (SDカード等) を直接公民館に持参していただく。

各家族2枚までと致します。印刷は公民館でいたします。写真はA4サイズで印刷いたしますので、画素数は500KB位で十分です。

※対象 東地区在住 小学生を含むご家族

※締め切り日 8月6日(金)午後5時まで。

※公民館展示 8月10日(火)~8月20日(金)新型コロナの状況で延期もあります。

※作品には「町名」「小学校名」「〇〇さん(苗字のみ)」「一言コメント」を記載した名札を付ける予定です。

※後日、ご参加いただいた方には参加賞をお渡しします。



メールにてご提出される方はQRコードから写真データを添付して、お子さんのお名前、保護者のお名前、学校名、学年、連絡先電話番号、町名、一言コメントを本文に入力してください。文字のフォント、サイズは問いません。

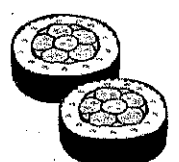
※個人情報につきましては本件以外では使用しません。

東公民館の代表メールアドレス (d410216@city.maebashi.gunma.jp)

きりとりせん

メディア持ち込みの場合はこちらにご記入ください。データはコピーを取り、メディアはその場でお返しいたします。ご来館前にお電話いただくと作業時間が短縮できます。 電話：027-251-2598

児童氏名	学校名	学年
保護者名	電話番号(連絡先)	町名
一言コメント		



令和3年度 青少年夏休みチャレンジ教室

地元大学生の皆さんが講師になり
～夏休みの宿題(絵画!読書感想文!)手助けします

うらも
あります

第1弾 絵画を仕上げよう

①夏休みの宿題手助け教室「絵画」の部(第1回)

日時 第1回 令和3年8月10日(火) 午前9時から11時30分

②夏休みの宿題手助け教室「絵画」の部(第2回)

日時 第2回 令和3年8月10日(火) 午後1時から3時30分

①、②ともに

場所 東公民館 第1、2、3会議室

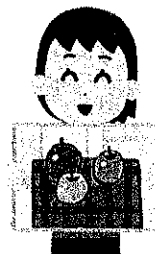
講師 群馬医療福祉大学生

対象・定員 小学生(1～6年生) 各回20名(定員を超えた場合は抽選)

※持参するもの 絵画に必要な画用紙、絵の具、筆記用具等、準備をお願いいたします。

※絵のテーマを決めてきてください。

※絵画の作成を進めながら、参加者でサプライズな作品も作ります!お楽しみに!



第2弾 読書感想文を仕上げよう

③夏休みの宿題手助け教室「読書感想文」低学年の部

日時 第1回 令和3年8月13日(金) 午前9時から11時30分

対象・定員 小学生(1～3年生) 20名(定員を超えた場合は抽選)

④夏休みの宿題手助け教室「読書感想文」高学年の部

日時 第2回 令和3年8月13日(金) 午後1時から3時30分

対象・定員 小学生(4～6年生) 20名(定員を超えた場合は抽選)

③、④ともに

場所 東公民館 第1、2、3会議室

講師 群馬医療福祉大学生

※持参するもの 原稿用紙、筆記用具等、準備をお願いいたします。

※教室までに本を必ず読んできてください。

※早く出来上がった参加者と大学生で言葉遊びをします。お楽しみに!

申込方法 前橋市のHPより専用申込みフォームに入力して下さい

電話でのお申込みもお受けいたします。申込みフォームはこちらから→

申込期限 令和3年7月21日(水)まで

受講決定 抽選の当落に関係なく、結果は7月26日(月)以降にメールでお知らせします。電話申込みの方はお電話いたします。

東公民館: 027-251-2598



※お願い 各教室の定員が限られております。お申込みは①②③④の内、おひとり一つでお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症による自粛制限のため、中止する場合があります。



令和3年度 青少年夏休みチャレンジ教室
群馬医療福祉大学生企画講座

第3弾

夏休みのドリル・宿題を仕上げよう！

群馬医療福祉大の学生がサポートします！

夏休みの宿題や自主学習を東公民館の会議室で行いませんか？

定員20名、隣の人との間隔も広く空け、コロナ対策をします。また、群馬医療福祉大の学生さんが、部屋を見て回り、分からない問題などの質問をすることができます。

日時： 令和3年8月12日（木）

午前 9：00 ～ 11：30

場所： 東公民館 第1、2、3会議室

対象： 地区内小学生 定員20名（定員を超えた場合は抽選）

その他： 自習が基本です。指導者の大学生が見て回ります。分からない問題などがあれば、質問を受け付けます。

◎利用する際は、以下についてご協力お願いします。

- ① 利用前に受付にて健康チェックシートの記入をしてください。当日37.5℃以上の熱があった場合は、利用できません。受付時に体温を測ります。少しでも体調が悪い場合は利用をしないでください。
- ② アルコールにて手指消毒し、マスク着用のうえ入室してください。
- ③ 水分補給は可能ですが、飲食はできません。
- ④ ゲームをすることは禁止です。（ポータブルゲーム機やカードゲームなど）
- ⑤ 利用者同士のおしゃべり禁止です。（指導者へ勉強の質問はもちろんOKです）
- ⑥ 複数人で共同作業を行うような行為はできません。
- ⑦ 水道を利用する絵の具は使えません。習字などはできません。

申込みについて：前橋市のHPより専用申込みフォームに入力してください。申込みフォームはこちらから→
電話でのお申込みもお受けいたします。

申込期限 令和3年7月21日（水）まで

受講決定 抽選の当落に関係なく、結果は7月26日（月）

以降にメールでお知らせします。電話申込みの方はお電話いたします。



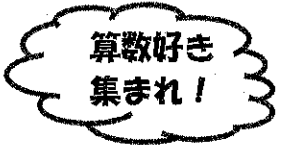
※コロナウイルス感染拡大の状況により、中止する場合があります。ご了承ください。

裏もあります。

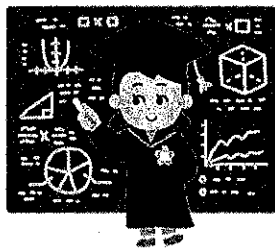
お問い合わせ先 東公民館 027-251-2598



素数とめぐる楽しい数の旅 — 寺子屋スロー数学 —



小学生高学年なら決して早くなく、理解できる「素数」についての講座です。中学生になる前に予習しませんか！



小学校5年生、6年生対象、保護者同伴で参加をお願いします。
(お子さんだけでも結構です)
算数、数学、数字に興味のある児童を募集します。
保護者の方も懐かしい計算式が出てきますので、一緒に計算しませんか！



「素数とは？ユークリッドの互除法とは？エラトステネスの篩（ふるい）とは？」
中学、高校で詳しく学びますが、小学生のうちに知っていたらきっと楽しい！
小学生のうちに、知識を先取りしませんか！
タイトル通り、「スロー数学」です。ゆっくり、じっくり学びましょう！
東地区在住の経験豊富な数学の先生が講師になります。



<講座内容のご案内>



- 素数と意外なジャンルとの関係。
「アメリカで大量のセミが発生！」
「大谷翔平選手の二刀流で思い出す、かつてのメジャーリーグ大スターのホームラン記録との関係」
- 「話題になった映画「博士の愛した数式」の紹介」
- 平安時代の教科書「口遊（くちずさみ）」にある数学遊戯（パズル）等々
みなさんの好奇心を満たす話題、盛りだくさんです！

- ※日 程 令和3年8月14日（土）午前10時00分から11時30分（休憩含む）
- ※場 所 東公民館 第1、2、3会議室
- ※対 象 東地区在住 小学校5年生、6年生と保護者（お二人）
- ※定 員 児童、保護者で一組、15組30名（お子さんだけでも参加できます）
参加多数の場合は抽選となります。
- ※講 師 斎藤 斉 氏（西箱田町在住）現在、群馬工業高等専門学校 特命教授
- ※持ち物 筆記用具、電卓
- ※申込期限 令和3年7月21日（水）まで。7月26日（水）以降に
抽選の当落に関係なく、結果はメールでお知らせします。

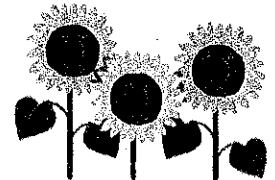
<申込み方法>

申込みフォームはこちらから→
申込みは前橋市ホームページ、申込みフォームからの入力になります。
電話でのお申込みもお受けいたします。



東公民館 電話：027-251-2598

- ※開催については感染防止対策を講じて行います。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止になる事もあります。





令和3年度 あずま子育て、親子支援講座（前期）

すくすくおやこスクール

ピアノに合わせてみんなで楽しく動きましょう！心も体もすっきり！

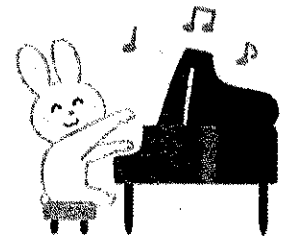
会場 東公民館 ホール

対象 第1回：0～2歳未満の子とその保護者 定員15組

第2回：2～3歳未満の子とその保護者 定員15組

※東地区在住が条件です。

費用 無料



回	日時	学習内容	方法	講師（敬称略）
1	7月5日（月） 10：00～11：00	親子リトミック♪ （0～2歳未満の子）	実技	リトミック講師 飯塚 一美
2	7月12日（月） 10：00～11：30	親子リトミック♪ （2～3歳未満の子）	実技	リトミック講師 飯塚 一美

※第1回と第2回で学習時間が異なります。

※動きやすい服装でご参加ください。

申込み 6月15日（火）までにお電話（027-251-2598）にてお申込みください。

申込み多数の場合は抽選となります。

抽選結果は6月中旬に郵送します。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者の方には事前に健康状態確認シートをお送りさせていただきます。ご記入いただき、当日お持ちください。

また、感染状況によっては講座を中止する可能性がありますので、ご了承ください。

【問い合わせ】

東公民館（東市民サービスセンター）

前橋市箱田町543番地1

電話 027-251-2598



MEMO

